

令和6年度入学料免除・徴収猶予申請手続きの案内

申請スケジュール

1	申請書類を郵送提出 申請期間：合格通知後の入学手続き時〔具体的な期日は合格者配布書類（「入学料及び授業料免除等について」）をご確認ください。〕 ※「様式A 必要書類判別マニュアル」を熟読し、提出書類をご準備ください。 ※入学料免除・徴収猶予申請者は、 必ず授業料免除・徴収猶予にも申し込む必要があります。
2	申請受理通知・不備解消（～3月末） 提出いただいた返信用封筒にてお送りします。 書類の不備不足があった場合は、通知を受け取り次第速やかに書類を再提出してください。
3	結果通知（5月下旬） 入学料免除の不許可者・半額免除許可者及び入学料徴収猶予の不許可者は、 結果を通知した日から14日以内の大学が指定する納付期限までに所定の入学料を納付してください。

1. 資格要件について

I. 入学料免除

1. 対象者

※入学年度の春学期に休学する場合は、下記に該当しても免除の対象となりませんので、注意してください。

【学部】

私費外国人留学生で、

(1) 入学前1年以内において、本人の学資負担者が死亡した者。

※以降、「学資負担者」とは、「本人の学資負担者」を指すこととします。

(2) 入学前1年以内において、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた者。

【大学院・特別専攻科】

(1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

※ただし、(1)に該当しない者であっても、以下の条件に該当し、かつ、入学料の納付が困難であると認められる者は、免除の対象となる場合があります。

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した者。

(3) 入学前1年以内において、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた者。

2. 免除の額

入学料の免除を許可された者については、納付すべき入学料の半額又は全額を免除する。

※申請者全員が入学料免除等の措置を受けられるわけではないので、必ず納付の準備をしておいてください。

3. 選考

選考基準は「授業料等免除学生選考基準」を準用します。(HP内「授業料等免除学生選考基準(抄)」参照。)

II. 入学料徴収猶予

1. 対象者

【学部・大学院・特別専攻科】

(1) 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した者。

(3) 入学前1年以内において、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた者。

2. 徴収猶予期間

入学料徴収猶予を許可された者については、入学料の納付を令和5年6月末まで猶予する。

3. 選考

選考基準は「授業料等免除学生選考基準」を準用します。学力基準は「入学を許可された者」とします。

2. 結果の通知について

通知時期	5月下旬予定
通知方法	授業料免除用掲示板で、全体結果及び結果通知日をお知らせします。 申請者には「結果通知用封筒（ピンク色の長3封筒）」にて結果を通知します。
入学料免除の不許可者・半額免除許可者及び入学料徴収猶予申請者は、所定の入学料を指定した期日までに納付してください。なお、納付期限及び納付方法は、結果通知に同封いたします。	

3. 注意事項

- ① 一旦納付した入学料は返還しません。入学料免除・入学料徴収猶予申請者は、入学料を納付せずに免除等の申請手続きを行い、結果が通知されるまでは入学料を納付しないでください。なお、申請が受理された者は、申請結果の発表まで入学料の納付が猶予されます。
- ② 郵便事故等の責任を大学は負いませんので、簡易書留又はレターパックで郵送してください。
- ③ 資格要件を満たしていない者及び書類不備が著しい者については、申請を受理しないことがあります。不受理にならないよう自分が資格要件を満たしているか確認し、書類を準備してください。
- ④ 入学料免除は予算の範囲内で行っており、家計の所得が基準内であっても申請者数によっては免除されないことがあります。
- ⑤ 提出書類は返却しませんので、必要があれば提出前に各自で控え(コピー)をとってください。
- ⑥ 申請書類への記入は、申請者本人が黒のボールペンで行ってください。
- ⑦ 訂正するときは、修正テープを使用せず、二本線で訂正してください。捺印は必要ありません。
- ⑧ 日本語以外の証明書等を提出する場合は、必ず全文の日本語訳を添付してください。
- ⑨ 申請書類提出後、家計に変化があった場合や転居し結果通知の送付先が変更となった場合、速やかに窓口に申し出てください。転居した場合は、郵便局で「転居・転送サービス」の手続も行ってください。
- ⑩ 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、申請却下又は免除等の取消しをします。また、必要な証明書等を指定期日までに提出しない場合は、選考から除外します。

◆結果通知後の注意事項◆

- ① 入学料免除の不許可者・半額免除許可者及び入学料徴収猶予の不許可者は、**結果を通知した日から14日以内の大学が指定する納付期限までに**所定の入学料を納付してください。
納付しない場合は**除籍**となります。
- ② 入学料徴収猶予の許可者は、**指定した期間内に**所定の入学料を納付してください。
納付しない場合は**除籍**となります。
- ③ 入学料免除の不許可者・半額免除許可者及び入学料徴収猶予申請者には、5月下旬の結果通知に「**入学料請求書**」が同封されます。これは入学料の納付方法が書かれている重要な書類ですので、**入学料を納付し終わるまで絶対に紛失・廃棄をしないでください。**

<問い合わせ先>

日本人等一般学生	私費外国人留学生
窓口:学生課 学生支援係(中央2号館2階3番窓口) 電話:042-329-7186	窓口:国際課 留学生支援係(中央2号館3階1番窓口) 電話:042-329-7763

いずれも受付時間は8:30～12:00及び13:00～16:45となります。

※申請書類の個人情報については、入学料免除又は入学料徴収猶予選考のため使用します。その他の目的には使用しません。